

一般社団法人日本パラフェンシング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://parafencing.jp/about-us/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当協会は、旧団体から一部の業務を引き継ぎ、一般社団法人として2022年3月に設立した。現時点では「中長期計画」が策定できていないが、2023年5月までに案を作成し、事務局・理事会・社員総会等をはじめ広く社員の意見を聴取し、2023年12月までに策定・公表する予定である。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期計画同様に、2023年5月までに案を作成し事務局・理事会・社員総会等をはじめ、広く社員の意見を聴取し2023年12月までに策定・公表する予定である。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	中長期計画同様に2023年5月までに案を作成し、事務局・理事会・社員総会等をはじめ、広く社員の意見を聴取し、2023年12月までに策定・公表する予定である。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2022年10月25日現在、役員（代表理事・理事・監事）10名のうち、外部からの役員は3名（30%）、女性は4名（40%）であり、ガバナンスコードで設定された割合を達成できている。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	一般社団法人のため評議員会は設置しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置。元パラアスリートを理事兼アスリート委員に任命し、アスリート委員会からの意見を組織運営に反映するようにしている。	役員名簿 アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事は定款上「3名以上15名以内」とし現在9名で、他競技の著名人、医師、元オリンピック選手（現パラチームコーチ）、元パラアスリート、広報専門家等から多様な意見を聞き、適切な判断と実行ができるように努力している。	定款 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在の定款には理事就任時の年齢に制限を設けていないが、次回役員改選（2024年）前となる2023年度末までに年齢制限を設ける。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在の定款には理事の再任回数に制限を設けていないが、次回役員改選（2024年）前となる2023年度末までに再任回数制限を設ける。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員候補者選考委員会等は設置していないが、次回役員改選（2024年）前となる2023年度末までに役員候補者選考委員会等を設置す。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「倫理規程」を設置し第4条（遵守事項）を制定している。また、強化選手・スタッフ、日本代表選手・スタッフ、競技者登録規程等にも遵守事項を記載し、法令順守のための規程を整備している。	倫理規程、強化選手規程、強化スタッフ規程、日本代表選手規程、日本代表選手規程、競技者登録規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人運営に必要となる一般的な規程として、定款、社員規則、事務局規程、理事報酬規程、経理規程、金銭出納規程、謝金規程、旅費規程を整備している。	定款、社員規則、事務局規程、理事報酬規程、経理規程、金銭出納規程、謝金規程、旅費規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人運営に必要となる一般的な規程として、事務局規程、経理規程、金銭出納規程、謝金規程、旅費規程、用具貸出規程、各部・委員会規程を整備している。	事務局規程、経理規程、金銭出納規程、謝金規程、旅費規程、用具貸出規程、各部・委員会規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員報酬に関する規程として、理事報酬規程、謝金規程、旅費規程を整備している。	理事報酬規程、謝金規程、旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程は整備できていないが、定款および経理規程に一部記載がある。今後、財産管理規定、寄付金・協賛金取扱規程等の制定を準備し、2024年度末までに制定を目指す。	定款、経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程は整備できていないが、社員規則に「入会金」および「会費」についての記載がある。今後、寄付金・協賛金取扱規程等の制定を準備し、2024年度末までに制定を目指す。	社員規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化選手規程、日本代表選手を整備し、強化部・理事会の決定により公平かつ合理的な選考を行っている。競技者登録規程記載の内容とあわせ、選手の権利保護を明記している。	強化選手規程、日本代表選手、競技者登録規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	2022年10月30日に初めて「国内審判講習会」を開催し、2023年度より「審判登録制度」の制定を目指している。今後、国内大会においては、審判委員会の意見をふまえ審判の選考に関する規定整備を検討する。	審判委員会規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	日本財団 パラスポーツサポートセンターの支援により、法務相談を受けられる体制にあり、加えて倫理委員会委員に弁護士を依頼し相談支援を受ける体制を整えている。(委嘱にかかわる事務作業終了後、委員会名簿を公開予定)	倫理委員会名簿(公開予定) 組織図
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理委員会規程を整備し委員会を設置している。(委嘱にかかわる事務作業終了後、委員会名簿を公開予定)	倫理委員会規程 倫理委員会名簿(公開予定) 組織図
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理委員会構成員に弁護士(女性)を配置している。(委嘱にかかわる事務作業終了後、委員会名簿を公開予定) また学識経験者として大学教授に依頼中。	倫理委員会規程 倫理委員会名簿(公開予定) 組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPC・JPSA等が開催する講習会への出席を積極的に勧め、団体内での年度内実施を検討する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPC・JPSA等が開催する講習会への出席を積極的に勧め、団体内での年度内実施を検討する。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年10月30日開催の「国内審判講習会」にて、インテグリティ研修を実施する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務は弁護士（倫理委員）に日常的に相談ができる体制を整えている。 財務は、パラスポーツサポートセンターの支援を受け、経理のシェアドサービスを利用し、監事である税理士に相談できる状況である。	役員名簿 倫理委員会名簿（公開予定） 組織図
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理規程を整備し、パラスポーツサポートセンターの会計士（協会監事）が会計帳簿を確認している。	経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	経理規程および倫理規程を整備している。	経理規程 倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	一般社団法人となり1年目のため、過去の決算書・事業報告書は公開していない。次年度以降は団体ウェブサイトにて開示する予定。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	団体ウェブサイトにて強化選手規程、日本代表選手規程を掲示している。	強化選手規程、日本代表選手規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	一般社団法人となり1年目のため、過去のガバナンスコード遵守事項情報は公開していない。今年度以降は団体ウェブサイトにて開示する。	自己説明公表様式
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規定第4条（遵守事項）にて規定し管理を行う。	倫理規定
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは未作成のため、2023年度末までに作成を準備し制定する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	倫理委員会規程第7条にて「当協会に相談窓口は設置せず、JPSAの相談窓口を利用する。」と規程している。	倫理規定
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	倫理規定
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲戒規程を制定し、団体ウェブサイトにて公開している。	懲戒規程、懲戒委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は懲戒委員会で行い、委員は倫理委員長（弁護士）が指名することで中立性・専門性を確保する。	懲戒規程、懲戒委員会規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	現時点では自動応諾条項を定めていないが、今後条項を検討し2023年6月までに制定する。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者が出た場合は、スポーツ仲裁が利用可能であることを必ず通知する。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルは未作成のため、2023年度末までに策定を準備する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	一般社団法人となってから1年経過していないので、不祥事は発生していない。不祥事が発生した場合の手順は、懲戒規程に定めている。	懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	一般社団法人となってから1年経過していないので、不祥事は発生していない。不祥事が発生した場合の手順は、懲戒規程に定めている。	懲戒規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現時点で地方組織は無く、当該審査項目は適用しない。 今後、地方組織設立に向けた活動を行うので、権限関係・組織運営・業務執行について、適切に規程する。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	